

令和3年 第10回

# 農業委員会総会議事録

令和3年10月22日(金) 開催

多摩市農業委員会

令和3年10月22日午後2時、市役所第一委員会室で、令和3年第10回多摩市農業委員会総会が開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、  
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、  
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、  
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長(渡邊) 定刻となりましたので、只今より令和3年第10回多摩市農業委員会総会を開会いたします。

本日は 青木委員から遅れて参加するとの連絡を受けております。

本日の出席委員は 12名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

また、本日、第2号議案に追加案件が1件ございますので、お手元の資料をご覧くださいまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は会長にお願いいたします。

会長(小暮)

これより会議を開きます。本日の議事日程は、

日程第1 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

日程第2 第22号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について

日程第3 第23号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について

日程第4 第24号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について

日程第5 第25号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行について

であります。

議事に入る前に、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名することになります。

指名は議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、2番 柚木実委員、5番 新倉隆委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

日程第1 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題とします。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形)

電子音声により説明させていただきます。

第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願(乞田・和田各地区1件、関戸地区2件)について朗読し、説明した。

会長(小暮)

事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

地元委員からございますか？

委員(伊藤) 乞田の案件ですが、現状ではブロッコリーを栽培している部分がありまして、来年の2～3月に収穫となり、それが最後の収穫物になるものと思われます。果樹やイチジクなども植えてあります。

会長(小暮) 現状報告ありがとうございます。ほかに、質疑はございませんか。

委員(大松) 関戸の案件ですが、ご案内のとおり、生産物販売所があったところ。公図を見ますと、該当地番のところに横線が入っているように見えるのですが、筆が分かれているのか、印刷の関係なのか判然としません。いかがでしょうか。

農地係長(沖迫) 複写・印刷の関係で横線が入っておりますが、筆が分かれているわけではありません。該当地番1筆でご覧いただければと思います。

会長(小暮) ほかに、質疑はございませんか？

職務代理(萩原重治)

和田の土地の案件についての補足説明となりますが、生産緑地に指定するときにも相談を受けたところであり、今回の解除についてもご本人と電話でお話をしました。病気により目が見えにくくなっていて、今年の稲刈りのときにも家族以外にもかなり人手を頼んで対応していたとのこと、個人の管理が難しくなっているとのことでした。病状を勘案しながら1年間くらいは猶予期間をもってよいのではないかと働きかけてみたものの、ご本人は責任感が強く、農地が荒れてしまふのは申し訳ないとの思いが強く、ご家族とも相談して決めたとのことでした。

会長(小暮) ほかに、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を可とする委員の挙手を求めます。

挙手全員

会長(小暮) 「挙手全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、日程第2 第22号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 第22号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(一ノ宮地区 1件)について朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りいたします。本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3 第23号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。

青木委員 入室

書記(小形) 第23号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出(和田・東寺方地区 1

件)について朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りいたします。本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。次に、日程第4 第24号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 第24号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出(貝取地区 1件)について朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

委員(大松) 貝取のこの土地は、皆さんご承知のとおり昔から雑草が繁茂しているところで、ほとんど耕作されていない土地であります。現状も変わっていません。

会長(小暮) ほかに、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りいたします。本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。次に、日程第5 第25号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 第25号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書(連光寺・馬引沢・和田地区 各1件)の発行について、朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りいたします。本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

異議なし

会長(小暮) 「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。以上をもって本日の議事日程は、すべて終了しました。よって会議を閉じます。

終了(午後2時35分)